

公害・環境法における割合的責任の法理

裁判例の分析と若干の考察

石橋 秀 起*

目 次

- . 問題の所在
- . 裁判例の動向
 - 1. 多奈川判決における割合的責任論
 - 2. 西淀川一次判決における割合的責任論
 - 3. 西淀川二次～四次判決における割合的責任論
 - 4. その他の大気汚染訴訟
 - 5. 水俣病東京判決と関西判決
- . 割合的責任を導く学説の動向
 - 1. 1960年代後半の2つの学説
 - 2. 1980年代以降の学説
 - 3. 小 括
- . 割合的責任の理論的内実
 - 1. 割合的判断の基準としての「確率」と「心証度」
 - 2. 大気汚染に対する寄与度に応じた責任
 - 3. 因果関係論と他因子論の関係
 - 4. ま と め

. 問題の所在

公害・環境訴訟では、被告の工場や道路から生じた汚染物質が、原告の疾病の原因なのかどうか、大きな問題となる。この問題は、加害行為と損害発生 権利侵害事実の発生 とのあいだに、前者が後者を引き起こした関係があるのかどうかを問うものであり、民法・不法行為法では

* いしばし・ひでき 立命館大学准教授

「事実的因果関係」の問題として位置づけられる¹⁾。ところで、公害・環境訴訟において、とりわけこの問題が大きく取り上げられるのは、この種の事例では、加害行為から損害発生へといたる経路が複雑であるため、原告がこれを立証するのが困難となるからである。たとえば、大気汚染訴訟において、疾病が被告の企業活動によるものとするには、原告は、次の4つの関門をくぐり抜けなければならない。

被告は、汚染物質を排出することにより、周辺の大気を汚染したかどうか。

その汚染物質は、原告の居住地に到達したかどうか。

到達した汚染物質は、原告の居住地で疾病をもたらすだけの濃度を示していたかどうか。

原告の疾病の原因として、大気汚染以外のものを考えることはできないかどうか。

そこで、こうした困難に対応するため、学説上、さまざまな理論が提唱されてきた²⁾。なかでも、因果関係の認定に疫学の知見を活用する、いわゆる疫学的因果関係論は、イタイイタイ病訴訟(富山地判昭和46年6月30日判例時報635号17頁)を皮切りに、数多くの公害判決で採用され、今日にいたっている³⁾。もっとも、よくいわれるように、損害賠償訴訟では、最終的には、個々の患者についての因果関係 個別因果関係 が問題となるため、集団現象を扱う疫学では解明しきれない部分が残ることは否定できない。とくに、疾病が、閉塞性肺疾患のようないわゆる非特異性疾患の場合、 の問題とかかわって、立証上の困難が生じる。その原告の疾病は大気汚染によるものか、それとも、その者に固有の事情によるものか。このようなことは、集団に関する統計データをいくら駆使しても、明らかにすることはできないのである。

一方、集団のレベル(~)においても、因果関係に関して、次の2つの点が問題となる。

まず、多くの大気汚染訴訟では、被告の工場や道路以外にもさまざまな

汚染源が考えられるため、汚染経路の把握には困難がともなう。とくに、いわゆる都市型複合汚染の場合、原告は、都市に内在する大小無数の汚染源のなかから「主要な」汚染源を選び出し、賠償請求をおこなう。そうしたなかで、裁判所は、汚染経路を解明し、被害地域を特定しなければならないのである。

つぎに、被告が複数いる場合の責任関係も問題となる。共同不法行為に関する民法719条は、生じた損害について、共同行為者に連帯責任を課している。一方、被告らの行為に関連共同性がない場合、それらの行為は競合的不法行為となるため、責任判断は、行為者ひとりひとりについておこなわれる。ここでは、個別の行為を起点とする因果関係の絡まりを、集団現象としてどのようにとらえるべきかが、民法719条の解釈論において問題となっている。

このように、公害・環境訴訟では、因果関係の立証に関して、一定の困難が生じる。そこで、裁判実務では、こうした困難への対応策として、被告らに割合的責任を課すことがおこなわれてきた。また、学説では、このような実務の対応を理論化するものとして、「割合的因果関係論」や「確率的因果関係論」、さらには「確率的心証論」などが提唱されてきた。ところで、ここで注意しなければならないのは、これらの名称で呼ばれる諸学説が、かならずしも互いに排除しあうものではないということである。むしろ、それらは、ともに割合的解決を志向するものとして、内容上重複する部分を含んでいるのが実状である。このように、公害・環境訴訟における割合的責任論では、そのような解決が要請される局面の多様さとともに、そうした責任を導く解釈理論の不透明さが問題となる⁴⁾。本稿は、このような問題認識をふまえ、公害・環境訴訟における割合的責任の理論的内実を明らかにしようとするものである。

そこでまずは、割合的責任を肯定する裁判例を概観することからはじめることにしよう。

・裁判例の動向⁵⁾

公害・環境訴訟において割合的責任がとられたのは、多奈川火力発電所公害訴訟判決（大阪地判昭和59年2月28日判例タイムズ522号221頁。以下では「多奈川判決」とする）が、はじめてとされている。同判決の割合的責任論「信義則に基づく限定責任の抗弁」は、それ自体としては多くの支持を得ることはなかった。しかし、そこで提起された問題は、のちの裁判例を読み解くうえで重要なものといえる。そこでまずは、公害・環境訴訟における割合的責任論のさきがけとなった同判決について、詳しくみていくことにしよう。

1. 多奈川判決における割合的責任論

(1) 事実の概要

本判決の事実関係は、次のとおりである。

Y（関西電力株式会社）は、昭和31年に大阪府岬町で第一火力発電所の操業を開始し、昭和47年に高煙突を設置するまでのあいだ、高さ76メートルの低煙突から多量の煤煙を排出していた。そこで、昭和48年12月、周辺住民であるXら12名（うち6名は被害者の相続人）は、Yの排煙が原因で肺気腫等の疾病に罹患したとして、損害賠償を請求した。

(2) 裁判所の判断

(a) 因果関係論 裁判所は、まず、Yの排煙が、四日市公害訴訟の被告企業とくらべても著しく多量であったとして、排煙の岬町への到達を肯定している⁶⁾。そして、大気環境が疾病の原因かどうかを判定するための基準「閾濃度値」を定め⁷⁾、Xらのうち7名の疾病については、大気汚染によるものではないとした⁸⁾。

つぎに、残り5名の居住地の大気汚染に、Yがどの程度寄与したのかが検討される。ここでは、Yの行為と隣接するA社の行為とが共同不法行為

にあたるとしたうえで⁹⁾、この共同行為の大気汚染への寄与度が明らかにされている（なお、5名中、下記B・C・X₁の居住地については、「40% 不足」とされている¹⁰⁾）。

つづいて、上記5名について、発病の因果関係の有無が検討される。ここでは、本件疾病が非特異性疾患であることから、疫学的手法のみで判断することはできず、「通常的手法」との総合的判断がおこなわれるべきとされている¹¹⁾。具体的には、次のとおりである。

まず、5名の居住地の有症率（4%）は、自然有症率（3%）をわずかに1%しか超えていないため、このことだけで因果関係を推定することはできない¹²⁾。そこで、その他の間接事実と総合して判断すると、5名のうち、発症時期が早すぎる1名と、汚染状況の改善後に症状が悪化した1名を除く3名（死亡被害者B・Cおよび被害原告X₁）について、因果関係を認めることができる¹³⁾。

(b) 割合的減責論 つづいて、裁判所は、B・C・X₁の損害について、その基準額を定めたとうえで、信義則による減責をおこなっている。具体的には、次のとおりである。

本件では、Bらの素因・加齢・喫煙と他の大気汚染物質のうえに、Yの行為が加わることで損害が発生しており、Yの行為がなければ損害は発生しなかった。このような場合、Yは、原則として、生じた損害全部について責任を負う。しかし、被告の「侵害行為以外の原因が物理的にみて発病の主要原因となって」いる場合や、被告の「侵害行為に……違法有責性が少ない」場合には、信義則により減責するのが相当である¹⁴⁾。

このような考えにもとづき、裁判所は、BとCについて、4割の減責をおこなった。また、X₁については、タバコの箱に吸いすぎ注意の警告が貼られた昭和47年以降も喫煙をつづけたことから、信義則による減責と過失相殺とをあわせて、6割の減責をおこなった。

(3) コメント

本判決の割合的責任は、理論的には信義則によるものであり、いわゆる

割合的因果関係論にもとづくものではない¹⁵⁾。しかし、すでにみたように、本判決は、このような結果を導くにあたって、過失 「違法有責性」の程度のほか、加害行為の寄与度にも注目している。この点をどうみるかが、本判決を読み解くうえでのポイントとなる。

たとえば、裁判所は、Bの損害について6割の責任を肯定しているが、そこでは、次のような判断がおこなわれている。

Bの居住地の大気は、発病閾値を多少上回る程度であり、Bを症状に罹患させる「可能性があった」にすぎない¹⁶⁾。また、Bの居住地の大気に対するY およびA の寄与度は、「40%足らず」である。したがって、Bの症状は、個人的な事由によるものが大きく、Yの寄与は、「僅かであったものと推定される」¹⁷⁾。そうすると、「本件のような被告の寄与割合の少ない極端なケースにあっては」、信義則により減責をおこなうのが相当である。

ここでは、2つの問題が混在している。ひとつは、加害行為の寄与度がきわめて小さいということ、もうひとつは、加害行為と損害発生との因果関係が微妙であるということである。いうまでもなく、これらは、それぞれ別の事態である。しかし、後者の状況がみられる場合に、これを前者の場合ととらえ、減責をおこなうのは、損害の公平な分担をめざす損害賠償法においては、不当なものとも言いきれない¹⁸⁾。裁判所が、加害行為の寄与度に着目しながら、最終的には信義則に依拠したのも、そのような意味において理解できるだろう。いずれにしても、ここでは、責任割合が損害発生に対する寄与度と対応していないことに、注意が必要である。

2. 西淀川一次判決における割合的責任論

(1) はじめに

西淀川大気汚染第一次訴訟判決(大阪地判平成3年3月29日判例時報1383号22頁。以下では「西淀川一次判決」とする)は、大阪市西淀川区に居住する公健法の認定患者とその相続人が、企業10社と道路管理者に対し

て、損害賠償を請求した事案である。なお、本判決では、道路管理者の責任は否定されたため、以下では、企業10社の責任についてのみ紹介する。

（2）裁判所の判断

（a）因果関係論　裁判所は、まず、西淀川区の大気汚染には「南西型」と「北東型」があり、企業10社は「南西型」の汚染源に属するとしている。また、被告各社の大気汚染に対する寄与度が、大気拡散シミュレーションによって明らかにされている。それによると、10社の合計の寄与度は、昭和45年度が35%以下、48年度が20%以下とされている¹⁹⁾。

つぎに、大気汚染と疾病との因果関係の有無が、検討されている。ここでは、西淀川区が、わが国でもトップクラスの汚染地域であるとしたうえで、昭和30年代から40年代にかけて同区に居住し、汚染状況が改善された50年初期頃までに発症した者について、大気汚染との因果関係が推定されている²⁰⁾。

（b）共同不法行為論　つづいて、企業10社の責任関係とかかわって、共同不法行為の成否が検討されている。

まず、裁判所は、民法719条1項前段を「強い関連共同性」がある場合、同項後段を「弱い関連共同性」ととどまる場合としたうえで、前者においては減免責の可能性を否定する。そのうえで、本件への当てはめは、次のようにおこなわれる。まず、昭和44年以前においては、資本的結合関係のある3社についてのみ前段を適用し、それ以外については後段を適用する。これに対し、大阪市が「西淀川区大気汚染緊急対策」を策定した昭和45年以降においては、「環境問題での強い関連性」から、10社とともに前段を適用する²¹⁾。

（c）割合的責任論　つぎに、企業10社の責任割合が、検討されている。具体的な判断は、次のとおりである。

まず、西淀川区の大気汚染は、被告が属する「南西型」と「北東型」からなり、両者は拮抗している。また、昭和44年以前は、被告各社の寄与度が明らかにされていない。したがって、被告らは、昭和44年以前の損害に

については、その50%について連帯責任を負う。一方、昭和45年以降になると、大気拡散シミュレーションによって、各社の大気汚染に対する寄与度が明らかとなる。しかし、この時期になると10社のあいだで「強い関連性」が認められるため、被告らは、10社合計の寄与度に応じた連帯責任を負うことになる²²⁾。

(d) 損害論 以上をふまえ、被告10社の責任割合が、大気汚染に対する寄与度にもとづいて決定される。すなわち、昭和46年までに発症した者については50%、昭和49年までに発症した者については35%、それ以降に発症した者については20%となる²³⁾。

(3) コメント

本判決も多奈川判決も、加害行為と疾病との因果関係が問題となり、割合的解決をおこなった点では、共通している。しかし、そこで導かれた割合的責任は、両者でかなり異なったものである。

まず、多奈川判決は、発病閾値をわずかに超える大気汚染に「40%足らず」寄与した被告に対して、信義則の観点から、6割の責任を肯定している。これは、寄与度がきわめて小さい場合 ないしは、因果関係が微妙な場合 の例外措置であり、一般条項を根拠としたのも、このようなことから理解される。

これに対し、本判決では、被告らの大気汚染に対する寄与度にもとづいて、責任割合が決定されている。そして、この寄与度の解明には大気拡散シミュレーションが活用されており、そこでは、被告1社ごとの寄与度が詳細な数値として示されている。一方、本判決では、大気汚染と疾病との因果関係は、とくに疑いをもたれていない。これは、西淀川区がわが国でもトップクラスの汚染地域であることから、疫病がもつばら大気汚染以外の事情に起因する可能性が排除されたためと考えられる。つまり、本判決では、大気汚染と疾病との因果関係を前提として、大気汚染に対する寄与度に応じた責任が課されているのである。

つぎに、共同不法行為論に関しても、本判決と多奈川判決とでちがいが

みられる。まず、多奈川判決は、YとAにつき、「隣接した近距離にあって共に黒煙を排出」しているとして、関連共同性を肯定している。そしてそこでは、両者のあいだで責任を分割するという発想はみられない。これに対し、本判決は、関連共同性の強弱によって減免責の可否を分けており、効果についての細やかな配慮がみられる²⁴⁾。もっとも、本判決も、1社ごとの寄与度が判明した昭和45年以降については、「強い関連性」を肯定している。このため、結果として、1社ごとに寄与度に応じた責任を課するという道は、閉ざされた格好となる²⁵⁾。

3. 西淀川二次～四次判決における割合的責任論

(1) はじめに

西淀川大気汚染第二次～四次訴訟判決（大阪地判平成7年7月5日判例時報1538号17頁。以下では「西淀川二次～四次判決」とする）は、西淀川大気汚染公害における第二次提訴から第四次提訴にかかる訴訟の判決である。本件では、企業10社のうち、9社とのあいだで和解が成立し、残り1社については訴えが取り下げられている。したがって、判決は、もっぱら道路管理者（国・阪神高速道路公団）の責任に関するものとなっている。

(2) 裁判所の判断

(a) 因果関係論 裁判所は、まず、大気拡散シミュレーションによって、工場と道路の大気汚染に対する寄与度を判定している。それによると、西淀川区の一般環境に対する工場の寄与度はおおむね65%弱、道路の寄与度は30%弱とされている。また、道路端から50メートル以内の沿道地域においては、一般環境とは異なり、道路の寄与度が35%程度になるとされている²⁶⁾。

つづいて、発病との因果関係が検討される。ここではまず、因果関係の証明に関して、「高度の蓋然性」が必要であることが確認されている。もっとも、本件のような非特異性疾患の事例では、疫学調査によって集団的因果関係を明らかにできても、個別的因果関係を立証することは不可能

に近い。そこで、裁判所は、次のように述べている。

「疫学等によって統計的ないし集団的には加害行為との間に一定割合の事実的因果関係の存在が認められるが、集団に属する個々の者について因果関係を証明することは不可能あるいは極めて困難であり、被害者にその証明責任を負担させることが社会的経済的妥当性を欠く一方、加害行為の態様等から少なくとも右一般的な割合の限度においては加害者に責任を負担させるのが相当と判断される場合には、いわば集団の縮図たる個々の者においても、大気汚染の集団への関与自体を加害行為ととらえ、右割合の限度で各自の被害にもそれが関与したものとして、損害の賠償を求めることが許されると解するのが相当である」²⁷⁾。

つまり、集団への関与を個人への関与と同視することで、証明度を維持できるというのが、裁判所の見かたである²⁸⁾。

(b) 共同不法行為論 つぎに、共同不法行為に関しては、まず、本件が「重合的競合」の事例 「個々の発生源だけでは全部の結果を惹起させる可能性はな」く、「幾つかの行為が積み重なってはじめて結果を惹起する」場合 であることが確認されている。そして、そのような事例に民法719条を適用するには、主要汚染源の特定が必要だが、特定がなくても、一部の行為者の寄与度を限度として、同条を「類推適用」することはできるとしている。

以上をふまえ、本件への当てはめがおこなわれる。

まず、特定工場群(企業10社)と本件各道路は主要汚染源とはいえないが、これらについては、民法719条を「類推適用」することはできる。また、関連共同性については、特定工場群と道路との「強い共同関係」も、「道路間の一体性」も、ともに肯定することはできない。したがって、結局のところ、国と公団は、それぞれが管理する道路の沿道被害について、それぞれの寄与度に応じた責任を負えばよいことになる²⁹⁾。

(c) 瑕疵論　なお、裁判所は、道路の供用関連瑕疵（国家賠償法2条）がおよぶ範囲を、沿道50メートルの被害に限定し、それ以外の地域については、受忍限度内の被害としている³⁰⁾。

(d) 損害論　つづいて、損害算定の問題に入る。ここでは、大気汚染以外の因子が、2つのレベルで考慮されている。

まず、「因果関係論としての他因子論」では、集団への関与を個人への関与と同視するという上述の考えが、具体化される。すなわち、疫学調査による相対危険度をふまえると、大気汚染の疾病に対する寄与度は、喫煙者・小児ぜん息患者・高齢者については60%、それ以外の者については80%となる³¹⁾。そして、これらの寄与度を考慮することにより、自然発症率に相当する部分　大気汚染がなくても発症していた部分　が、事実的因果関係のおよぶ損害の範囲から除外される。

つぎに、「損害論としての他因子論」では、上記の損害部分について、さらに減責できないかどうかを検討される。裁判所によると、この部分は、大気汚染のみによって生じる部分と、他因子との競合によって生じる部分とに分かれる。したがって、後者については、他因子の寄与を考慮して減責することが考えられる。具体的には、アレルギー素因と加齢は減責の対象とならないが、重度の喫煙については、過失相殺が類推適用される。その結果、重度喫煙者については、上記の60%の寄与度が50%へと引き下げられる³²⁾。

以上のことから、道路管理者の責任割合は、道路の大気汚染に対する寄与度（35%）に、大気汚染の疾病に対する寄与度（80%・60%・50%）を乗じたものとなる。

(3) コメント

本判決は、自動車排出ガスによる大気汚染について、道路管理者に割合的責任を課したものである。

(a) 因果関係論　まず、本判決は、西淀川一次判決と同様、被告の大気汚染に対する寄与度を解明するにあたって、大気拡散シミュレーション

を活用している。もっとも、本判決では、この寄与度がそのまま責任割合となっているわけではない。道路の大気汚染に対する寄与度と、大気汚染の疾病に対する寄与度。この2つを乗じたものが、責任割合となっているのである。

つぎに、大気汚染の疾病に対する寄与度については、先ほど引用した部分の問題となる。すでにみたように、裁判所は、個々人が「集団の縮図」であるとの論理をとることで、集団への寄与度を個々人への寄与度と同視している。ところで、この論理は、一見説得的にうつるが、実はかならずしもそうではない。なぜなら、集団への寄与度が個々人にとって意味をもつのは、個々人への関与の割合ではなく、確率のはずだからである³³⁾。つまり、本判決は、このような論理を介在させることで、存否不明の問題を実体的な寄与の問題へとすりかえたのである。

ところで、このような「すりかえ」は、多奈川判決でもおこなわれた。しかし、本判決では、寄与度がきわめて小さい場合の例外措置というニュアンスはみられない。むしろ、寄与度にもとづく損害分配ルールとしての意義が強調されている点に、本判決の特徴がある。

(b) 損害論 つづいて、損害算定における他因子の考慮に関しては、次の2点が重要である。

まず1つ目は、「損害論としての他因子論」で、減責の対象を重度喫煙に限定した点である。素因減責については、従来から、因果関係のレベルでとらえる説と法的価値判断のレベルでとらえる説があった。こうしたなか、本判決は、後者の立場をとりつつ、過失相殺の類推適用によって当事者間の公平を図っている³⁴⁾。

これに対し、むしろ検討を要するのが、「因果関係論としての他因子論」と「損害論としての他因子論」との関係である。この点について、裁判所は、次のように述べている。

「他因子の存在については先に因果関係の割合的判断において斟酌

したが、右は……大気汚染の影響が全くなくても発症する可能性のある部分（自然発症率相当分）を割合的に排除しただけであり、厳密にみれば右範囲のうちには、大気汚染のみの寄与にかかる発症部分のほか、大気汚染と他因子の競合的な寄与にかかる発症部分……があると観念される。」

冒頭の「因果関係の割合的判断」とは、いうまでもなく、「因果関係論としての他因子論」のことである。そして、裁判所によれば、この「割合的判断」は、「大気汚染と事実的因果関係のある範囲」を画するものとされる³⁵⁾。しかしそうすると、次のような疑問がわいてくる。大気汚染と事実的因果関係のない損害部分（加齢・喫煙・アレルギーに起因する損害部分）も当然これに含まれるだろう。これを責任判断から除外したあと、そこからさらに、重度喫煙による過失相殺をおこなう余地が、はたしてあるのだろうか³⁶⁾。たしかに、集団のレベルで、大気汚染による発症者とそれ以外の発症者（「自然発症率相当分」）とを分け、前者については、さらに重度喫煙の影響を考慮する。これなら、問題はないだろう。しかし、裁判所は、あくまでひとりの患者（「集団の縮図」）に対する責任を問題にしているのである。したがって、この「割合的判断」も、結局は、因果関係の存否に関するものと考えなければならないだろう。ただそうすると、今度は、因果関係の証明度を維持するという、本判決の基本姿勢がくずれてしまうのである。このように、ここは、因果関係の確率と割合とを明確に区別しない本判決にあって、その矛盾点が先鋭的にあらわれた部分となっている。

(c) 共同不法行為論 つづいて、共同不法行為に関しても、特徴がみられる。

西淀川一次判決も本判決も、事案の解決のまえに、まずは、民法719条に関する一般論を展開している。そして、そこでは、同条1項前段および後段にそれぞれどのような事例を割りふるべきかが、重要な問題となって

いる。また、本判決では、主要汚染源ではない一部の行為者に、寄与度に応じた責任が課されている。このような処理は、西淀川一次判決でもみられたが、本判決では、これを民法719条の「類推適用」によって導いているのが特徴的である。

以上に関しては、これまでも、学説上、さまざまな見解が示されてきた³⁷⁾。しかし、本稿のテーマである割合的責任論との関係では、こうした条文と適用事例との対応関係より、むしろ次の点が重要である。

まず、西淀川一次判決によると、関連共同性が「弱い」場合、各行為者は、各被害者に対して寄与度に応じた責任を負えばよい。つまりここでは、寄与度に応じた責任が、割合的責任を意味していることになる。これに対し、本判決が民法719条の「類推適用」によって導いたものは、これとは根本的に異なる。本判決は、工場と道路との「強い共同関係」と「道路間の一体性」をととも否定し、国と公団が負う責任を、それぞれが管理する道路の沿道被害に限定した。つまりここでは、寄与度が、賠償請求権者を限定するものとして機能している。このように、本判決の共同不法行為論は、割合的責任論とは関係ないのである³⁸⁾。

4. その他の大気汚染訴訟

ここまでは、大気汚染訴訟において割合的責任を課した代表的な判決を取り上げ、検討をおこなってきた。つぎに、その他の大気汚染訴訟についても概観しておくことにしよう。

(1) 川崎一次判決

川崎大気汚染第一次訴訟判決(横浜地川崎支判平成6年1月25日判例時報1481号19頁。以下では「川崎一次判決」とする)は、川崎市川崎区・幸区に居住する公健法の認定患者とその相続人が、企業13社と道路管理者に対して、損害賠償を請求した事案である。なお、本判決では、道路管理者の責任が否定されたため、責任判断は、もっぱら企業13社に関するものとなっている。

本判決の割合的責任論は、基本的には、西淀川一次判決と同様である。すなわち、まず、被告13社の大気汚染に対する寄与度が、大気拡散シミュレーションによって明らかにされる。そして、この寄与度の枠内における被告らの責任関係が、共同不法行為論において検討されるのである³⁹⁾。もっとも、本判決では、大気汚染に対する寄与度のほか、アレルギー素因や喫煙が考慮されている⁴⁰⁾。この点は、むしろ、西淀川二次～四次判決における「損害論としての他因子論」を思いおこさせるものである。

（2）倉敷判決

倉敷大気汚染訴訟判決（岡山地判平成6年3月23日判例時報1494号3頁。以下では「倉敷判決」とする）は、岡山県倉敷市に居住する公健法の認定患者とその相続人が、水島コンビナートを構成する企業8社に対して、損害賠償を請求した事案である。

本判決も、西淀川一次判決や川崎一次判決と同様、被告の大気汚染に対する寄与度にもとづいて割合的責任を導いている。ただし、本判決では、大気拡散シミュレーションではなく、排出量にもとづいて寄与度が判定されている。また、本判決における被告らの寄与度は、80%と相当高いものになっている。これは、本件がコンビナートによる旧来型の公害事件であることから、理解することができる。

（3）川崎二次～四次判決

川崎大気汚染第二次～四次訴訟判決（横浜地川崎支判平成10年8月5日判例時報1658号3頁。以下では「川崎二次～四次判決」とする）は、川崎大気汚染公害における第二次提訴から第四次提訴にかかる訴訟の判決である。なお、本件では、企業13社とのあいだで和解が成立したため、判決は、もっぱら道路管理者（国・首都高速道路公団）の責任に関するものとなっている。

本判決の責任判断は、西淀川二次～四次判決と共通する部分が多い。しかし、次の2つの点は特徴的である。まず、本判決は、被告が管理する道路のほか、これと接続する「関連道路」 神奈川県道および川崎市道

とのあいだでも関連共同性を肯定している。したがって、被告らは、「関連道路」を含むすべての沿道被害について、連帯責任を負うことになる。つぎに、本判決は、道路の沿道被害に対する寄与度と、喫煙歴の考慮によって、割合的責任を導いている。つまり、本判決では、西淀川二次～四次判決における「因果関係論における他因子論」にあたるものが、考慮されていないのである⁴¹⁾。

(4) 尼崎判決

尼崎大気汚染訴訟判決(神戸地判平成12年1月31日判例時報1726号20頁)は、兵庫県尼崎市に居住する公健法の認定患者とその相続人が、道路管理者(国・阪神道路高速公団)に対して、損害賠償を請求した事案である。

本判決は、道路の大気汚染に対する寄与度を問題にしていない。また、大気汚染と疾病との因果関係についても、一定の曝露要件を充たすかぎり高度の蓋然性が認められるとして、割合的判断をおこなっていない。したがって、結局のところ、本判決における割合的判断は、損害論における他因子の考慮につきることとなる。なお、この点に関して、本判決は、過失相殺の類推適用によりアトピー素因を考慮している⁴²⁾。

(5) 名古屋南部判決

名古屋南部大気汚染訴訟判決(名古屋地判平成12年11月27日判例時報1746号3頁。以下では「名古屋南部判決」とする)は、名古屋市の南部とその周辺地域に居住する公健法の認定患者とその相続人が、企業11社と道路管理者(国)に対して、損害賠償を請求した事案である。本判決では、企業と道路管理者の責任がともに肯定されており、それぞれにおいて特徴的な判断がみられる。

まず、企業11社に関しては、大気拡散シミュレーションをもとに、行為者全体の寄与度に応じた連帯責任が肯定されている。したがって、そのかぎりでは、本判決は、西淀川一次判決や川崎一次判決の系列に位置づけられる。ただし、本判決では、寄与度の判定が、患者の発症時期と居住地域

具体的には測定局ごとに、きめ細かくおこなわれている⁴³⁾。

つぎに、道路管理者に関しては、まず、責任範囲を沿道被害に限定する根拠が、受忍限度論ではなく、因果関係論にもとめられている⁴⁴⁾。また、本判決では、道路と疾病との因果関係が高度の蓋然性をもって認定されているが、その寄与度は5割とされている。裁判所はこれを、居住歴や病歴を考慮した結果としているが、何をもって5割としたのかについて、それ以上の説明はない⁴⁵⁾。

5. 水俣病東京判決と関西判決

このほか、公害・環境訴訟において割合的責任を課したものとして、水俣病関連の判決が2件報告されている。周知のとおり、水俣病とは、メチル水銀に汚染された魚介類を多食することによって生じる中毒性疾患であるが、個々の事案で水俣病患者かどうかを見きわめるのは、むずかしいといわれている。これは、問題の症状が非特異的なものであるのに加え、そもそも水俣病の病像自体がはっきりしていないことに原因がある⁴⁶⁾。

(1) 裁判所の判断

こうしたなか、水俣病東京訴訟判決（東京地判平成4年2月7日判例時報平成4年4月25日号3頁。以下では「水俣病東京判決」または単に「東京判決」とする）は、四肢末梢型感覚障害のみの患者を水俣病患者とすべきかどうかについて、次のように述べている。

四肢末梢型感覚障害は、有機水銀への曝露以外の原因によっても発現するが、一般にその頻度はかなり低い。また、有機水銀への曝露歴を有する者のなかには、四肢末梢型感覚障害のみを呈する者が少なくない。しかし、これをもって、水俣病による可能性が高度であるとまでは言いきれない。また、水俣病の認定申請を棄却された者で、死亡後に病理学的に水俣病と診断された例は、71例中19例（27%）と、少なからず存在する。棄却処分を受けた者が生前の検診でどのような所見であったかは、証拠上明らかではないが、そのなかには、感覚障害のみの症例がかなりあったと推測され

る⁴⁷⁾。こうした状況のもとで、因果関係の証明につき高度の蓋然性を要求すると、医学の限界による負担を一方的に原告に課すことになり、損害の公平な分担に反する結果となる⁴⁸⁾。

このように述べたあと、裁判所は、因果関係の証明に関して、次のような見解を示している。

「個別的因果関係の判断……においては、原告らが水俣病に罹患している高度の蓋然性……があれば訴訟上の因果関係の立証として十分であ……るが、そこまでの証明がな……い……場合であっても、原告らが水俣病に罹患している一定程度の可能性がある……場合には、被告チツソの損害賠償責任を否定するのは妥当ではない……。すなわち、その可能性というのが、水俣病に罹患していることも1つの可能性として論理的には完全に否定できないという程度のかかなり低いものである場合には、……被告チツソの損害賠償責任を認めることは不当である……が、その可能性が……、講学上可能性とは区別された意味における蓋然性の程度を大きく下回るようなものではない……場合には、被告チツソの損害賠償責任を認めた上でその可能性の程度を……損害賠償額(慰謝料)の算定に……反映させるのがより妥当と考えられる」⁴⁹⁾。

ところで、因果関係の証明に関するこのような考え方は、その後、水俣病関西訴訟一審判決(大阪地判平成6年7月11日判例時報1506号5頁。以下では「水俣病関西判決」または単に「関西判決」とする)でも採用されている⁵⁰⁾。同判決は、水俣病であることの可能性を、症状の組み合わせに応じて4段階 40%・30%・20%・15% に区分し、これを損害の基準額に乗じている⁵¹⁾。東京判決は、可能性の程度を賠償額に反映させるといいながら、具体的な方法にはふれなかった⁵²⁾。これに対し、関西判決は、このような処理をおこなうことで、可能性の程度に応じた責任という考えをいっそう明確に打ち出している。

（2）コメント

因果関係の存否が微妙な場合に割合的解決をおこなうという発想は、多奈川判決や西淀川二次～四次判決でもみられた。ただ、これらの判決が、表向きは、他因子の寄与を問題としていたのに対し、ここでは、「可能性の程度」が割合的判断の基準となることが、明確にされている。ところで、この「可能性の程度」がどのようなものかについては、次の点に注意が必要である。

すでにみたように、西淀川一次判決では、大気拡散シミュレーションによって、被告の大気汚染に対する寄与度が明らかにされている。また、西淀川二次～四次判決では、疫学調査によって得られた相対危険度にもとづいて、大気汚染の疾病に対する寄与度が明らかにされている。しかし、水俣病関西判決における「可能性の程度」は、このようなものではない。ここでは、あくまで、症状に応じて患者を分類する際のひとつの目安として、4段階の数値が設定されているにすぎないのである。つまり、水俣病関西判決において示された「可能性」の数値は、それ自体としては実証的なものではないのである。

つぎに、水俣病東京判決と関西判決では、割合的解決をおこなうにあたって、当事者間の公平という観点が強調されている。これは、東京判決の次の説示によくあらわれている。

「水俣病被害の発生につき全面的に責任を負うべき立場にある被告チツソと、自らの健康障害が過去に有機水銀に汚染された魚介類を摂食したことの影響ではないかとの不安を抱いている住民との立場の違いを思うとき、全体的にみて被害者の犠牲のもとに被告チツソに与することとなるこのような判断方法は、損害賠償制度の基本である損害の公平な分担という理念に合致しないものというべきであろう」⁵³⁾。

東京判決は、このように述べて、因果関係の証明に高度の蓋然性を要求することの問題点を指摘している。

西淀川大気汚染公害に関する2つの判決も、水俣病に関する2つの判決も、ともに「寄与度」や「確率」にもとづいて割合的責任を導いている。もっとも、前者の判決では、実証データにもとづいた損害の分配が強調されているのに対し、後者の判決では、当事者間の実質的な公平性の確保が強調されている⁵⁴⁾。その意味で、後者の判決は、信義則によって減責をおこなった多奈川判決に近いものといえることができる。

・割合的責任を導く学説の動向

前章では、割合的責任を肯定する裁判例を概観した。本章では、学説の動向をみておくことにしよう。

1. 1960年代後半の2つの学説

(1) 戒能説

公害・環境訴訟において、割合的責任という考えをさいしょに主張したのは、戒能通孝教授であるといわれている。

戒能教授は、公害問題が深刻化するなか、1968年に出版されたある著書のなかで、「公害をかい駈らす」ことの必要性を説いている。ここにいう公害の「かい駈らし」とは、「一応の意味での補償を一応の証拠……で実行させること」、「いいかえれば、一定の被害があり、……その被害がなんらかの事実によって生じたものと推測できる場合には、その推測の精度に応じ、とりあえず補償を支払わせる道を開くこと」を意味する。そして、戒能教授によれば、こうした「かい駈らし」なしに公害の防止・予防を期待するのは、「百年河清を待つにも等しいこと」とされている⁵⁵⁾。

(2) 沢井説

また、同様の主張は、その翌年に出版された沢井裕教授の著書のなかにもうかがえる。沢井教授は、因果関係の認定に疫学の知見を活用する考えを基本的に支持したうえで、次のように述べている。

「疫学的に何パーセントかの明確な排ガスによる集団的発生率が推認される場合、原告個人にとっても 他に傍証なきかぎり その疾病原因の当該パーセントは排ガスに起因するものと推認すべきである。いいかえれば、原告の全損害のうち当該パーセントに相当する賠償を認めるということである。」

もちろん、こうした主張に対しては、集団への寄与を個人への寄与と同視してよいのかという疑問がわいてくるだろう。この点について、沢井教授は、次のように述べている。

「右の論理は一見したところ、飛躍しており一貫してはいない。ここで前提している疫学的結論は、集団中のある率の人は全面的に排ガスによって罹患したというものである。したがって原告自身については全面的に排ガスによって罹患した可能性が右のパーセント程度にすぎないということである。この低い蓋然的立証を、原告の疾病原因の一部……についてはいわば確実な証明がなされたものとしてすりかえてしまうわけである。」

また、沢井教授によれば、このような「すりかえ」によって割合的責任を課すことは、被告にとって、かならずしも酷なことではない。というのは、被告の負担は、本当の公害病患者だけに全額の賠償をおこなうのと、ほとんどかわらないからである⁵⁶⁾。

沢井教授の見解は、戒能教授が示した政策的価値判断 「公害のかい馴らし」 を解釈理論にまで高めたものといえる⁵⁷⁾。この説の要点は、因果関係の存否の問題を寄与度の問題へと「すりかえ」ることにより、寄与度に応じた責任を課すところにある。前章でみたように、このような「すりかえ」は、その後、多奈川判決や西淀川二次～四次判決においておこなわれることとなる。そうしたなか、沢井教授においては、このような「すりかえ」を正面から認めたくらんで、そうするのがなぜ妥当な

のかについて、説明をおこなっているのが特徴的である⁵⁸⁾。

2. 1980年代以降の学説

割合的責任に関する議論は、1980年代以降、さかんにおこなわれるようになる。

(1) 新美説

新美育文教授は、疫学的因果関係と個別的因果関係について、次のように述べている。

問題の疾患が特異性疾患の場合には、疫学的因果関係から個別的因果関係を導いてもとくに問題はない。これに対し、非特異性疾患の場合には、疫学的因果関係からただちに個別的因果関係を導くわけにはいかない。そこで、検討に値するのが、疫学的因果関係をもって個別的因果関係を事実上推定するという見解である。ただし、この見解には、次の点に問題がある。

まず、事実上の推定をおこなうには、定型的事象が存在していなければならない。しかし、非特異性疾患の場合、そのような前提を見出すことはできない。たとえば、因子 α に曝露された患者は、その負荷を等しくうけている。しかし、それがただちに、患者全員について疾病の罹患や増悪をもたらしていることにはならない。なぜなら、患者によっては、 α に曝露されていても、それが疾病の罹患や増悪に作用していないことが考えられるからである。また、こういった事例では、反証がほとんど不可能といてよい。したがって、相手方の証拠へのアクセスの点からも、推定をおこなうべきではない⁵⁹⁾。

そこで、新美教授は、相対危険度によって原因確率を割り出し、これに応じた責任を課すことを主張する⁶⁰⁾。たとえば、因子 α に曝露された集団の罹患率が非曝露集団の2倍である場合、個々の患者において α が罹患原因となる確率は50%である⁶¹⁾。したがって、この場合、被告に50%の責任が課されることになる。新美教授によれば、この「確率的認定説」は、相

対危険度による原因確率以外に個々の罹患原因にせまる方法がない場合において、被害者救済を前進させる点に意義がある。同様の発想は、すでに沢井教授の見解にもみられたが、新美教授においては、原因確率をどのように導くのが明確にされている点に特徴がある⁶²⁾。

ところで、新美教授は、その後、改説をおこない、「一定の確率で疾病罹患を回避できる機会を奪われたこと」それ自体を損害ととらえるべきと主張している⁶³⁾。「確率的認定説」は、因果関係の証明に関する従来の枠組みの変更をせまるものであった。これに対し、損害 ないし法益侵害 をこのようにとらえなおすと、従来の枠組みを変更することなく、同様の結果を導くことができる。新美教授の改説のねらいは、まさにこの点にあったといえる。

(2) 森 島 説

新美教授と同様の発想は、森島昭夫教授の見解にもみることができる。森島教授は、疫学的手法をもちいて因果関係を認定した裁判例をいくつか概観したうえで、とりわけ多奈川判決や水俣病東京判決について、次のように述べている。

「これらの判決は、ある因子がある疾病の原因となる可能性が集団における抽象的な確率としては認定できるが、具体的にある原告の疾病の原因がその因子であるかどうかについては個別に立証することが困難な事例であったり、あるいは集団における抽象的な因果関係の確率についてさえ認定が困難……な事例であったため……、一方で個別の因果関係を認定しながら、他方で損害賠償額を減額してバランスをとったのではないと思われる」⁶⁴⁾。

そこで、森島教授は、「確率的な心証によって、確率的に因果関係を認定する」「確率的心証論」を支持する⁶⁵⁾。ただし、ここで注意しなければならないのは、その適用範囲である。森島教授がこの説を支持するのは、あくまで、公害や薬害のように、個別的因果関係について蓋然性の高い証

拠が期待できず、確率的な証拠を利用するほかないような場面にカギられる。つまり、森島教授の主張の重点は、こうした例外的な場面において、公平の見地から賠償額の調整をおこなうところにある⁶⁶⁾。

(3) 野村 説

新美教授や森島教授は、割合的責任を、因果関係の立証が困難な場合の例外措置として位置づけていた。これに対し、むしろ、割合的解決の領域を広げていこうとするのが、野村好弘教授である。

野村教授による割合的責任の主張は、一般に、「割合的因果関係論」と呼ばれている。これは、従来の単線的な因果関係概念「あれなければこれなし」のテストによって確認される事実的因果関係概念を批判し、因果関係を量的なものとしてとらえなおそうとする見解である⁶⁷⁾。ただし、野村教授も、公害・環境訴訟の分野では論調をやや変化させており、注意が必要である。すなわち、そこでは、「割合的因果関係」の主張がいくぶん後退し、「確率的因果関係」の意義が強調されているのである。

たとえば、水俣病関西判決をうけて公表された論文のなかで、野村教授は、次のように述べている。

「確率とは、裁判官の心証そのものではなく、外界の客観的な世界における現象をどう把握するかの問題である。きちっとした事実認定を踏まえた確率的判断が可能であるし、われわれはそれを探究すべきでないか」⁶⁸⁾。

これは、因果関係に「確率的判断」をもちこむと、事実認定が安易なものになるという見方に対し、応答をおこなったものである。この叙述からは、2つの点が読みとれる。第一に、野村教授自身、ここでは、因果関係を、寄与度「割合的因果関係」のレベルではなく、存否のレベルでとらえていること、第二に、存否のレベルでとらえるといっても、いわゆる「確率的心証論」とは一線を画していること、である。

このうち、第二の点については、その趣旨は、比較的はつきりしている

といえる。割合的判断を裁判官の心証にまかせてしまうと、「損害賠償額の算定の裁量範囲という聖域にすべてを持ち込み、外からの客観的な批判を不可能にする」。おそらく、このように考えたのだろう⁶⁹⁾。また、確率的心証論をとると、証明度に関して、従来の枠組みを変更しなければならない。しかし、野村教授によると、「確率的因果関係論」では、因果関係の確率自体が証明の対象となるため、証明問題を無理なく解決できるようになる⁷⁰⁾。

これに対し、第一の点については、従来から主張されてきた「割合的因果関係論」との関係が問題となる。野村教授は、1974年の大気汚染防止法の改正（硫黄酸化物に関する総量規制制度の導入）を契機として、大気拡散シミュレーションが開発されたことに注目する。そしてこれにより、一部の裁判例（西淀川一次判決・川崎一次判決）で被告らの合計の寄与度に応じた責任が肯定されたことを、高く評価する⁷¹⁾。ここでは、被告企業の大気汚染に対する寄与度が、割合的判断の基準とされている。しかし、いうまでもなく、この寄与度を、個々人の疾病に対する寄与度と同視することはできない。集団への寄与度が個々人にとって意味をもつのは、関与の割合ではなく、確率のはずだからである。にもかかわらず、野村教授は、このような局面では、「確率」ではなく「寄与度」による割合的解決を強調するのである。

このように、野村教授においては、「寄与度」と「確率」が巧妙に使い分けられている。論者の見解を全体としてみるならば、集団に対する寄与度のデータが存在するところでは「割合的因果関係」が、また、そのようなデータがないところでは「確率的因果関係」が、強調されているといつてよいのではないだろうか⁷²⁾。

(4) 大塚説

ただし、野村教授においては、この2つの問題が解釈論として明確に区別されているわけではない⁷³⁾。そこで、むしろこれを区別するのが、大塚直教授である。大塚教授は、水俣病東京判決と関西判決をうけて公表され

た論文のなかで、次のように述べている。

これまで確率的心証論と呼ばれてきたものには、実は2つのものが含まれる。「第一は、従来から確率的心証論と考えられてきたものであり、『通常の因果関係があることについての心証がXパーセントである』場合に、その割合の賠償を認めるものである。第二は、集団レベルでは『Xパーセントの確率で因果関係があったことについては通常の証明度のレベルで心証が存在する』(そのような信頼すべき統計がある)場合に、その割合の賠償を個人レベルでも認めるものである。」「第一の類型では当然証明度を軽減することになるが、第二の類型においては、集団レベルでは、その確率で損害が発生することについて通常のレベルでの心証が認められるのであり、被告は集団レベルでみる限り、本来負うべき責任以上に不利益を受けているとはいえない点である。確率的心証論が仮に採用されうるとした場合には、第二類型は集団レベルでは被告に不利益を及ぼすものでないから、第一類型よりは緩やかな要件で認められるものといえよう」⁷⁴⁾。

ここで「第二類型」として念頭におかれているのは、西淀川二次～四次判決 そのなかの「因果関係論としての他因子論」である⁷⁵⁾。集団に対する寄与が疫学によって明らかにされている場合、個々の患者との関係で確率に応じた責任を課しても、被告の不利益になるわけではない。これはすでに、沢井教授によって指摘されていたところでもある。大塚教授は、この点を重視し、ここでは割合的解決の可能性を広く認めている。一方、「第一類型」として念頭におかれているのは、水俣病東京判決と関西判決である。大塚教授は、これらの判決に関して、次の2つの点に着目している。ひとつは、因果関係の証明に高度の蓋然性を要求すると、医学の限界による負担を一方的に被害者に課すことになり、公平に反するということ、もうひとつは、健康被害が水俣病に起因する可能性の程度は連続的に分布しているということである。そして、ここでは、こうした考慮によって始めて、確率的心証論の適用が認められるとしている⁷⁶⁾。

このほか、大塚教授は、西淀川一次判決や川崎一次判決などにみられる

大気汚染に対する寄与度に応じた責任についても、おおむね好意的な評価を下している。それによると、ここでは、被告らとそれ以外の者とのあいだで競合的不法行為が問題となっており、割合的責任という結論も、その効果として導かれるということである⁷⁷⁾。

3. 小 括

ここで、これまでみてきた学説を、あらためて振り返ってみよう。

公害・環境訴訟における割合的責任論が、学説上、はじめて登場したのは、1960年代後半のことである。この時期の学説は、具体的な事案を念頭においたものではない。しかし、そこでは、「公害のかい駟らし」（戒能教授）という政策的方向性のもと、これをふまえた解釈論の構築が試みられた。沢井教授は、集団への寄与度を個人への寄与度に「すりかえ」ることで、割合的解決をおこなうことを提案する。そして、それがかならずしも被告の不利益にならないことを主張するのである。

一方、1980年代に入ると、割合的責任を肯定する裁判例が散見されるようになる。そして、これに呼応するかたちで、学説の議論状況も複雑なものとなっていく。

たとえば、新美教授が「確率的認定説」を提唱したのは、多奈川判決が登場したすぐあとのことである。すでにみたように、この説は、相対危険度による原因確率の観点から、割合的責任を基礎づけようとするものである。そしてこれは、原告居住地の有症率が自然有症率をほんのわずかに上回るなかで割合的解決をおこなった、多奈川判決につうじるところがある⁷⁸⁾。また、森島教授は、疫学的手法によって因果関係を認定した裁判例のうち、多奈川判決と水俣病東京判決に関心をよせる。そして、これらの判決の結論を支持したうえで、これを「確率的心証論」の問題として位置づける。つまり、森島教授においては、新美教授が原因確率の問題としたものが、心証のレベルで扱われていることになる⁷⁹⁾。つぎに、野村教授は、西淀川一次判決や川崎一次判決に関しては「割合的因果関係論」を、また、

水俣病関西判決に関しては「確率的因果関係論」を主張する。野村教授においては、割合的解決をおこなったほぼ全ての判決に対して、好意的な評価が下されているが、判決ごとに「寄与度」と「確率」の問題が巧妙に使い分けられているのが特徴的である。さいごに、大塚教授は、水俣病東京判決および関西判決と、西淀川二次～四次判決とを、広い意味で「確率的心証論」の問題ととらえたうえで、前者については、その要件をいくぶん厳しくする。また、これとは別に、西淀川一次判決や川崎一次判決がとった大気汚染に対する寄与度に応じた責任については、競合的不法行為の問題としたうえで、好意的な評価を下している。つまり、これに関しては、寄与度の問題とするかぎりにおいて、野村教授との共通性がうかがえるのである⁸⁰⁾。

このように、この分野における学説の議論は、錯綜した状況にある。そこで、次章では、これまでの議論を整理するとともに、割合的責任の理論的内実について探究することにした。

・ 割合的責任の理論的内実

1. 割合的判断の基準としての「確率」と「心証度」

(1) 「確率的心証」論の2類型

これまでみてきたように、公害・環境訴訟における割合的責任論においては、割合的判断の基準を「確率」にもとめるものが多い。そして、そのような見解のなかでもとくに代表的なものが、確率的心証論である。この説は、公害・環境訴訟の分野でも取り上げられるが、もともとは交通事故の分野で主張されたものである。提唱者である倉田卓次判事は、「確率的心証」の問題として、次のようなものをあげている。

「従来は平均余命の範囲内である限り当然生存しうることを仮定して計算されてきた逸失利益額に、その稼働年限時迄の生存の確率を乗じることにより、損害発生の確率を、したがって心証度を、高めるこ

とができる」⁸¹⁾。

交通事故と2年後の後遺障害との因果関係について、本件では「肯定の証拠と否定の証拠とが並び存するのであるが、当裁判所は、これらを総合した上で相当因果関係の存在を70パーセント肯定し、「損害額の70パーセントを認容する」⁸²⁾。

は、倉田判事が、1969年に公表した論文のなかで「確率的心証」の問題として取り上げたものである。これに対し、は、倉田判事が、その翌年に下した交通事故訴訟の判決である。これらは、「確率」ないし「心証」を問題とする点において共通しているが、理論的にはまったく異なったものである。

まず、は、逸失利益の算定において生存率を考慮することにより、損害発生的心証度を高めようとするものである。つまり、ここで主張されているのは、確率に応じた責任であって、心証度に応じた責任ではない⁸³⁾。これに対し、は、むしろ心証度に応じた責任を問題にしている。そして、この心証度を数値にあらわしたものとして、確率がある。つまりここでは、「心証」が「確率的」なのである。このように、同じ「確率的心証」論でも、確率に応じた責任を課すことで損害発生的心証度を高めようとするものと、確率であらわされた心証度にもとづいて割合的責任を課すものがある⁸⁴⁾。そして、本稿のテーマに関係するのは、いうまでもなく、後者である。では、このタイプの確率的心証論で問題となる確率とは、いったいどのようなものなのだろうか。

(2) 「心証度に応じた責任」の2類型

たとえば、で問題となる確率は、とは異なり、実証データに裏打ちされたものではない。また、水俣病関西判決が問題にする「可能性の程度」も、数値のかたちをとってはいるが、やはり実証的なものとはいえないだろう⁸⁵⁾。ここで「確率」と呼ばれるものは、本来、数値化できないはずの心証度を、説明の便宜のため、数値のかたちであらわしたものにほかならない。つまり、ここでは、もっぱら「心証度に応じた責任」が問題と

なっているものであり、確率が心証度に対して独自の意義をもっているわけではない(以下では、このタイプを「第 類型」とする)⁸⁶⁾。

これに対し、相対危険度を問題にする西淀川二次～四次判決 そのなかの「因果関係論としての他因子論」 では、これとは事情が異なる。ここでは、実証データに裏打ちされた確率が、割合的判断の指針となっているからである。学説では、新美教授の「確率的認定説」が、まさにこのような責任を主張するが、森島教授の「確率的心証論」や野村教授の「確率的因果関係論」も、同様の趣旨を含んでいると考えられる。「確率」と「心証」との関係についていうならば、ここでも、最終的には「心証度に応じた責任」が問題となっている。しかし、確率が心証度を規整しているところに、先ほどのタイプとの根本的なちがいがあがる(以下では、このタイプを「第 類型」とする)⁸⁷⁾。

このように、「心証度に応じた責任」にも2つのものがある。そこで、次に問題となるのが、これらの適用範囲である。これについては、これまでの議論をふまえるならば、次のようになるだろう。

まず、第 類型では、実証データに裏打ちされた原因確率によって、合理的に損害を分配することができる。したがって、個別的因果関係にせまる方法がほかにないかぎり、ここでは、このようなデータにもとづいた責任を課すことが、公平にかなった解決となる⁸⁸⁾。これに対し、第 類型では、証明度をふまえながらも、これに達しないことの不利益を、一方的に被害者に課してよいのかどうか問題となる。したがって、ここでは、事案ごとの実質的価値判断によって、割合的解決をおこなうべきかどうかを慎重に見きわめることがもとめられる⁸⁹⁾。

2. 大気汚染に対する寄与度に応じた責任

つぎに、西淀川一次判決をはじめ多くの裁判例が採用する、大気汚染に対する寄与度に応じた責任について、検討することにしよう。

第 章で概観したように、ここでの寄与度は、数値化された実証デー

タ その多くは大気拡散シミュレーションによる にもとづいて判定される。では、この「寄与度に応じた責任」は、上述の第 類型と同様のものと考えてよいのだろうか。

すでに述べたように、第 類型は、集団に対する寄与については確信できるが、個別的因果関係については確信できない場合を問題にする。そして、このような状況は、新美教授が指摘するように、曝露集団と非曝露集団との罹患率の差によって確かめることができる。たとえば、因子 α に関して、その曝露集団における罹患率が4%、非曝露集団の罹患率が1%であったとしよう。この場合、まず、前者が後者を上回っていることから、集団への寄与が その程度はともかく 確証される。そして、その寄与の割合は、罹患率の差によって75%と判定される。また、曝露集団に属する個々の患者の罹患原因が α である確率は、集団に対する寄与度の値から、75%となる。つまり、ここでは、集団に対する寄与度が個別的因果関係の確率と直結することになる。

それでは、上述の「寄与度に応じた責任」の場合はどうだろうか。たとえば、西淀川一次判決は、被告10社の大気汚染に対する寄与度を、大気拡散シミュレーションによって明らかにし、それをそのまま責任割合としている。このような処理は、実体レベルでの寄与を問題とするため、一見すると、割合的因果関係論をとったもののようにみえる。しかし、突きつめて考えると、かならずしもそうとは言いきれないことがわかる。

まず、ここでの寄与度は、あくまで大気汚染に対するものであり、疾病に対するものではない。したがって、前者の寄与度をもって、当然に後者の寄与度とするわけにはいかない。たとえば、多奈川判決において、Bの居住地の大気は、発病閾値を多少上回っている程度にすぎない。このような状況で、Y およびA の大気汚染に対する寄与度が「40%足らず」であったとしても、これが個々の疾病に対する寄与 その有無においても程度においても を明らかにするものでないことは、いうまでもないだろう。

では、大気汚染の影響が大きい場合はどうだろうか。たとえば、西淀川一次判決は、「わが国でもトップクラス」の大気汚染に関するものである。このように、大気汚染と疾病との因果関係に疑いがない場合には、加害行為の大気汚染に対する寄与度 発症時期により50%・35%・20% をもって、疾病に対する寄与度と考えてもよいように感じられる⁹⁰⁾。しかし、注意しなければならないのは、ここで同視できるのは、集団現象としての疾病に対する寄与度であって、個々の疾病に対する寄与度ではないということである。そうすると、西淀川一次判決の割合的責任も、論理必然的なものではないことになるだろう。

このように考えると、結局のところ、大気汚染に対する寄与度が個別的因果関係において意味をもつのは、因果関係の割合ではなく、心証ないしは確率ということになる⁹¹⁾。したがって、これまで「寄与度に応じた責任」を課したものと考えられてきた判決 西淀川一次判決・川崎一次判決・倉敷判決・名古屋南部判決など も、その本質は、確率的心証論を適用したものであるということになる。ただし、ここで注意しなければならないのは、先ほどの第 類型とのちがいである。たしかに、ここでの割合的責任は、集団に対する寄与度のデータにもとづいて導かれる。しかし、それは、個別的因果関係の確率に直結するものではない⁹²⁾。つまり、本質的には心証度が問題となる場面でありながら、具体的な衡量においては、これとは直接関係のない、大気汚染に対する寄与度のデータに依拠する。こうした二面性が、この割合的責任の特徴である(以下では、このタイプを「第 類型」とする)。

ところで、このような割合的減責論を、寄与度によって説明するのか、心証度によって説明するのかは、法律構成の問題にすぎないともいえる。しかし、野村教授や大塚教授のように、前者の側面を強調するならば、ここでは、特別の論理が必要であるように思われる。個人は「集団の縮図」である。この論理がどうしても必要なのは、第 類型ではなく、むしろ第 類型なのである⁹³⁾。

3. 因果関係論と他因子論の関係

ここまでのところで、割合的責任論として3つの類型 第 類型・第 類型・第 類型 があることが明らかとなった。しかし、割合的判断がおこなわれる場合は、これらにとどまらない。たとえば、西淀川二次～四次判決は、第 類型と第 類型の割合的判断のあと、さらに、他因子の考慮 「損害論としての他因子論」 をおこなっている。また、川崎一次判決、川崎二次～四次判決、名古屋南部判決は、第 類型の割合的判断のあと、やはり同様の考慮をおこなっている。

この他因子論に関しては、どのような因子を考慮の対象とするのかがとりわけ過失相殺に関する民法722条2項の解釈とかかわって 大きな問題となる。しかし、これは、公害・環境訴訟以外の分野でも問題となるテーマであり、本稿の目的をこえるものである。そこで、本稿では、この問題に立ち入ることはせず、むしろ、他因子論の理論的位置づけについて検討することにしたい。他因子論は、因果関係論のレベルでおこなわれる割合的判断とどのような関係に立つのか、両者は論理的に矛盾しないのか。これがここでの問題である。

(1) 第 類型と他因子論との関係

第 類型と他因子論との関係については、まず、西淀川二次～四次判決に関して指摘したこと（第 章 3.(3)(b)）をあらためて確認しておく必要がある。同判決は、大気汚染と疾病との因果関係について、相対危険度にもとづいた割合的判断をおこなった。この割合は、本来的には原因確率を意味するものである。しかし、裁判所は、個人は「集団の縮図」であるとの論理をもち出すことで、これを寄与度の問題へと「すりかえ」た。この「すりかえ」により、証明度 「高度の蓋然性」 は維持される。しかしそうすると、今度は、他因子論との関係がうまく説明できなくなるのである。したがって、第 類型において、確率の問題を寄与度の問題へと「すりかえ」ることは、ひかえるべきである。

さて、このように、第 類型を確率的心証論による割合的判断として正

面からとらえるならば、他因子論とのあいだの理論的整合性は保たれる⁹⁴⁾。では、この場合、両者にそれぞれどのような問題を割りふるのが適当だろうか。

西淀川二次～四次判決は、第 類型の割合的判断のあと、「損害論としての他因子論」において、アレルギー素因・加齢・喫煙といった因子の考慮を検討の対象としている。しかし、アレルギー素因や加齢といった因子については、因果関係の存否のレベルで つまり第 類型の割合的判断のなかで 考慮することも可能であり⁹⁵⁾、また、そうするほうが整然としているともいえる。したがって、このような考えを前提とすると、第 類型の割合的判断が先行する場合、他因子論では、単なる原因を超えるもの 被害者の「過失」 のみを考慮することになる。西淀川二次～四次判決が重度喫煙のみを減責の対象としたのは、その意味において妥当である。

(2) 第 類型と他因子論との関係

では、第 類型と他因子論との関係はどうだろうか。すでに述べたように、第 類型の割合的判断は、本質的には、心証度にもとづく衡量としての性質を有するが、個々人を「集団の縮図」とみなすかぎり、寄与度の問題として位置づけることもできる。ところで、このような立場を前提とする場合、第 類型において考慮されるのは、加害行為の大気汚染に対する寄与度にかぎられる。しかし、いうまでもなく、個々の疾病に作用する因子は、大気汚染にとどまらない。したがって、先行する割合的判断が第 類型のみの場合、他因子論では、大気汚染以外の因子を広く考慮する余地がでてくる。川崎一次判決や名古屋南部判決が、喫煙のほか、被害者の素因を考慮したのは そもそも素因減責が妥当かどうかをひとまず措くと 十分理解できるのである。

4. ま と め

さいごに、これまでの検討によって明らかになった点をあらためて整理

し、稿を閉じることにしよう。

本稿の考察によれば、公害・環境訴訟における割合的責任論は、次のように分類される。

第一に、確率に関する実証データの裏づけがない場合の割合的責任である（第 類型）。この責任は、因果関係に関する心証が証明度に達していないことの不利益を、一方的に被害者に負担させることが、公平に反する場合にのみ肯定される。つまり、ここでは、事案ごとの実質的価値判断が、割合的判断の有無と程度を決めるポイントとなる。

第二に、同じく心証度に応じた責任でも、心証度が確率に関する実証データによって規整される場合がある（第 類型）。ここでは、実証データにもとづいて合理的に損害を分配することが重視されるため、割合的判断にあたって、第 類型のように慎重な態度をとる必要はない。

第三に、加害行為の大気汚染に対する寄与度に応じた責任がある（第 類型）。この責任も、個別的因果関係の次元でとらえれば、心証度に応じた責任の一種となる。ただ、この点を度外視し、集団への寄与度を個々人への寄与度と同視する 個々人は「集団の縮図」である ならば、寄与度に応じた責任ととらえることもできる。なお、この類型において、大気汚染に対する寄与度が割合的判断の基準となるためには、大気汚染と疾病 集団現象としての とのあいだの因果関係に疑いがないことが前提となる。

つづいて、第 類型と第 類型では、こうした因果関係論における割合的判断に加え、損害論において、減額調整がおこなわれることがある（「他因子論」）。この両者の関係について、本稿は、次のように考える。まず、第 類型の割合的判断が先行する場合、他因子論では、被害者の「過失」による減額率の加重のみがおこなわれるべきである。これに対し、第 類型の割合的判断のみが先行する場合、他因子論では、被害者側の因子を広く考慮する余地がでてくる。ただし、素因減責の当否については、今後の課題として留保しておくこととする。

- 1) 「事実的因果関係」という用語は、さまざまな意味でもちいられるが、公害・環境訴訟で問題となる事実的因果関係は、行為それ自体(または营造物の存在それ自体)を起点とする実在的な惹起の関係を意味する(このような意味で事実的因果関係をとらえるものとして、前田達明『民法 2(不法行為法)』(青林書院新社, 1980年)108-110頁・126-127頁, 平井宜雄『債権各論 不法行為』(弘文堂, 1992年)82-84頁等)。一方, 義務違反と結果との不可欠条件関係 「違法性連関」 は、この分野では、因果関係の判断のあとに、過失や瑕疵の問題 結果回避可能性の問題 として取り上げられる(もっとも、過失論・瑕疵論によっては、これが重視されないこともある)。なお、公害・環境訴訟でこのような判断手順となることについては、潮見佳男『民事過失の帰責構造』(信山社, 1995年)103頁を参照。
- 2) 公害・環境法における因果関係論の展開については、吉村良一「公害裁判における因果関係論の展開」『公害・環境私法の展開と今日的課題』(法律文化社, 2002年)218頁以下を参照。
- 3) 疫学的因果関係に関する論稿は多いが、裁判例の分析をとおして疫学的推論の構造を解明しようとするものとして、たとえば、瀬川信久「裁判例における因果関係の疫学的証明」加藤一郎古希『現代社会と民法学の動向 上』(有斐閣, 1992年)149頁以下。
- 4) たとえば、山本克己「証明度の軽減 東京水俣病訴訟」伊藤眞・加藤新太郎編『ジュリスト増刊 判例から学ぶ民事事実認定』(有斐閣, 2006年)28-29頁は、割合的責任を導く学説として、「確率的因果関係論」と「心証度による割合的認定論」を区別する。そして、前者において、野村好弘教授と倉田卓次判事の論文を引用する。しかし、小賀野晶一「割合的責任論とその機能」『ロースクール環境法〔補訂版)』(成文堂, 2007年)482-483頁は、野村教授を「割合的因果関係論」の、倉田判事を「確率的心証論」の論者として紹介している。一方、佐村浩之「水俣病訴訟における因果関係論」法律のひろば45巻11号(1992年)34-35頁は、山本論文が「心証度による割合的認定論」とするものを、「確率的心証論あるいは割合的因果関係論……を採用したもの」としている。このように、「割合的因果関係論」、「確率的因果関係論」、「確率的心証論」という説の名称は一般に認知されているものの、それらの内容については、共通の理解が得られていないのが実状である。
- 5) 本章では、裁判例を概観するが、これはあくまで、割合的責任論に関する各判決の立場を把握するためにおこなわれる。したがって、割合的責任論とは直接関係しない論点 過失論、瑕疵論、差止論など については、重要論点であっても適宜省略している。この点をあらかじめお断りしておく。
- 6) 新美育文「民事判例レビュー 民事責任 多奈川公害訴訟判決」判例タイムズ529号(1984年)180頁第2段。
- 7) 判例タイムズ522号273頁。
- 8) 判例タイムズ522号279頁第1段。
- 9) 判例タイムズ522号280頁第2-4段
- 10) 判例タイムズ522号286頁第4段-287頁第2段。
- 11) 判例タイムズ522号293頁。
- 12) 判例タイムズ522号312頁第1-2段。

- 13) 判例タイムズ522号322頁第2段-326頁第1段。
- 14) 判例タイムズ522号329頁第3段-330頁第4段。
- 15) 実際、裁判所も、「原因相殺」ではないことを明言している（判例タイムズ522号333頁第2-3段）。
- 16) 判例タイムズ522号276頁第4段。
- 17) 判例タイムズ522号331頁第1段。
- 18) 実際、一般の人々は、一定割合の因果関係が証明されたということと、因果関係について一定割合の心証が得られたということとを、厳密に区別しないであろう（伊藤滋夫『事実認定の基礎 裁判官による事実判断の構造〔補訂版〕』（有斐閣、2000年）198頁・204頁・216頁）。なお、本判決の割合的責任を寄与度に応じた責任と理解しながらも、同時に、因果関係の不確かさとの関連性を疑うものとして、片山直也「判批」森島昭夫・淡路剛久編『別冊ジュリスト 公害・環境判例百選』（有斐閣、1994年）27頁。
- 19) 判例時報1383号47頁第3段-48頁第1段。
- 20) 判例時報1383号69頁第1-3段。
- 21) 判例時報1383号74頁第1段-75頁第3段。
- 22) 判例時報1383号75頁第3段。
- 23) 判例時報1383号78頁第1段。
- 24) このような立場は、すでに四日市公害訴訟判決（津地四日市支判昭和47年7月24日判例時報672号30頁）がとっていた。
- 25) なお、大気汚染防止法25条の2によれば、裁判所は、民法719条1項の適用がある場合でも、寄与度が著しく小さい事業者の責任を軽減することができる。本件では、被告のうちの1社について、この規定の適用が問題となった。しかし、裁判所は、「強い関連共同性」を理由に、結局は、この規定の適用を見送った（判例時報1383号76頁第4段）。つまり、本判決によれば、大気汚染防止法25条の2よりも、民法719条1項 そのうちの「強い関連共同性」の場合 のほうが、上位の規範ということになる。これは、「不法行為の一般理論」としてこうした減責を位置づける一部の学説の立場（能見善久「共同不法行為責任の基礎的考察（8・完）」法学協会雑誌102巻12号（1985年）13頁）とは異なった考え方である。
- 26) 判例時報1538号74頁第4段-75頁第3段。
- 27) 判例時報1538号78頁第2-3段。
- 28) この点を検討するものとして、春日偉知郎「西淀川大気汚染公害訴訟（第二～四次）第1審判決における因果関係及びその立証上の問題点」判例タイムズ889号（1995年）15-17頁。
- 29) 判例時報1538号139頁第4段-142頁第4段。
- 30) 判例時報1538号151頁第1段。
- 31) 判例時報1538号160頁第4段-161頁第1段。
- 32) 判例時報1538号163頁第1-4段。
- 33) 沢井・後掲（注56）論文232頁。
- 34) ただし、最高裁判例としての過失相殺類推適用法理（本判決の時点においては、最判昭

和63年4月21日民集42巻4号243頁,最判平成4年6月25日民集46巻4号400頁)は,被害者の素因を広く考慮するのに対し,本判決は,被害者の非難性を問題にしている点が異なる。

- 35) 判例時報1538号161頁第1段。
- 36) 本判決の2つの「他因子論」の整合性については,加藤新太郎・手嶋あさみ「現代型訴訟における損害論の回顧と展望」判例タイムズ889号(1995年)34頁も,問題にしている。ただし,疑問のもちかたが,本稿とはやや異なる。
- 37) 民法719条1項の前段と後段の関係についていえば,本判決は,関連共同性が「強い」場合と「弱い」場合とをともに前段に割りふる一方,後段を「寄与度不明」の場合とする。そこで,前段の「弱い」関連共同性の場合と後段の場合との関係(ともに減免責の可能性を許容する)をどう理解したらよいかの問題となる。この点を指摘するものとして,たとえば,大塚直「最近の大気汚染訴訟判決と共同不法行為論 西淀川第二次～四次訴訟判決を中心として」判例タイムズ889号(1995年)6頁,同「共同不法行為論」淡路剛久・寺西俊一編『公害環境法理論の新たな展開』(1997年)174頁,同「共同不法行為論」法律時報73巻3号(2001年)22頁。また,本判決が打ち出した民法719条「類推適用」法理については,徳本伸一「判批」星野英一・平井宜雄・能見善久編『別冊ジュリスト 民法判例百選 債権(第5版新法対応補正版)』(2005年)179頁が,「特定できた限りでの共同被告(一括りのグループ)について,端的に719条を適用できるものとしてはいけなかったのではなかろうか」としている。
- 38) もっとも,この点は,なお検討を必要とする。本判決は,特定工場群と道路,および道路間について,それぞれ「強い」関連共同性を否定したうえで,次のように述べている。「したがって,被告国は国道43号線の,被告公団は阪神高速大阪池田線の各沿道被害に対し,それぞれの寄与の限度において責任を負担すれば足りる」(判例時報1538号142頁第4段)。これを素直に読むかぎり,ここでの「寄与の限度」とは,「各沿道被害」に対する各道路の寄与度を指していることになる。そうすると,たとえば,道路間に「強い」関連共同性が肯定された場合には,道路管理者に,沿道の「全ての被害」について,責任を課すことになってしまう。しかし,これはいかにもおかしい。むしろ,この場合には,「全ての沿道」の被害について,責任を課すべきなのである(後述の川崎二次～四次判決を参照)。したがって,この「寄与の限度」は,共同不法行為論で問題となる寄与度とは別次元のものと考えべきである。
- 39) ただし,西淀川一次判決が,社会的一体性をもって「強い」関連共同性を肯定しているのに対し,本判決は,それでは足りず,「より緊密な一体性」が必要であるとしている(判例時報1481号93頁第4段)。この点を批判するものとして,吉村良一「公害裁判と共同不法行為論」『公害・環境私法の展開と今日的課題』(法律文化社,2002年)269頁。
- 40) ただし,本判決は,こうした他因子の影響も「充分斟酌した」(判例時報1481号91頁第2段)と述べるだけで,この2つの考慮がどのような関係にあるのかについて,十分な説明をおこなっていない。
- 41) 裁判所によると,「昭和40年代においては,本件地域における二酸化硫黄による大気汚染は,単体で本件疾病を発症又は増悪させる危険性があった」とされる(判例時報1658号

69頁第4段）。しかし、この「危険性」に対応する割合的判断は、おこなわれていない。

- 42) 判例時報1726号69頁第2段。
- 43) 判例時報1746号70頁第4段-71頁第1段。
- 44) 判例時報1746号42頁第3-4段。西淀川二次～四次判決と川崎二次～四次判決は、沿道の範囲を受忍限度論によって限定しているが、一部の学説は、これを批判していた（松村弓彦「共同不法行為・違法性・差止請求 西淀川大気汚染訴訟（第2次 第4次）第1審判決」ジュリスト1081号（1995年）47頁，阿部満「公害・環境訴訟における割合的解決」野村好弘監修『割合的解決と公平の原則』（ぎょうせい，2002年）274-275頁等）。なお、その後、東京大気汚染訴訟判決（東京地判平成14年10月29日判時1885号23頁）も、本判決と同様、因果関係論によって沿道の範囲を限定している。
- 45) 判例時報1746号73頁第2段。なお、本判決は、別の箇所でも、沿道汚染と疾病との関係について、次のように述べている。

「ところで前記のとおり、千葉大調査においては、千葉県都市部……の幹線道路……の沿道地区（道路端50メートル以内）に居住する児童は、……非沿道地区……に居住する児童と比較しておおむね2倍の確率で……気管支喘息を発症する危険があるとの解析結果が得られた。右調査は、自動車排ガスが道路住民の健康に影響を与える可能性を示唆する研究であると解される」（判例時報1746号40頁第1-2段）。

もしかりに、この部分が関係しているとすれば、本判決の5割という寄与度も、西淀川二次～四次判決の「因果関係論としての他因子論」で考慮されたものと同様のものということになる。しかし、これは憶測の域を出ない。

- 46) 水俣病の病像については、浅野直人「水俣病の病像と損害賠償責任 水俣病東京訴訟第1審判決を中心に」判例タイムズ782号（1992年）30頁以下。
- 47) 判例時報平成4年4月25日号165頁第3段-166頁第2段。
- 48) 判例時報平成4年4月25日号167頁第4段-168頁第1段。
- 49) 判例時報平成4年4月25日号168頁第3段。
- 50) 判例時報平成6年12月1日号39頁第4段-40頁第1段。
- 51) 判例時報平成6年12月1日号70頁第1段。
- 52) そこから、そもそも東京判決は割合的責任論をとったものではないとの理解が導かれる。たとえば、山本・前掲（注4）論文30頁は、「高度の蓋然性をもって水俣病と認められる場合の慰謝料額を算定した上で、割合的な減額処理をしているわけではない」として、同判決が割合的責任論「確率的因果関係論」や「心証度による割合的認定論」をとったものではないとする。また、加藤新太郎「公害訴訟における個別的因果関係の証明度」ジュリスト1013号（1992年）134頁，同「証明度軽減の法理」木川統一郎古希『民事裁判の充実と促進』（判例タイムズ社，1994年）141頁，奈良次郎『別冊法学セミナー 基本法コンメンタール民事訴訟法1〔第4版〕』（日本評論社，1992年）248頁も、同判決について、事案の特殊性から証明度を軽減したものにすぎないとしている。
- 53) 判例時報平成4年4月25日号168頁第1段。
- 54) 浅野直人「判批」法律のひろば48巻4号（1995年）46頁は、東京判決について、「いずれにせよ、本件の特別な事情（チソの特に重大な責任への考慮と、被害者救済の困難さ

への配慮)を反映した社会政策的判断を示している」とする。

- 55) 都留重人編『現代資本主義と公害』(岩波書店,1968年)228-230頁(戒能通孝執筆)。
- 56) 沢井裕『公害の私法的研究』(一粒社,1969年)231-232頁。
- 57) 実際,沢井教授は,自説を展開するにあたって,戒能教授の見解をふまえている(沢井・前掲(注56)論文232頁)。
- 58) なお,沢井教授は,その後,1985年に公表されたある論文のなかで,「心証度に応じた責任」について,次のように述べている。「私は80%の心証で,100%立証があったものとみる民事賠償訴訟では,結局70%の立証で7割認めるという限度で,割合的認定に賛成である」(同「不法行為における因果関係」星野英一編『民法講座6 事務管理・不当利得・不法行為』(有斐閣,1985年)274頁)。この「70%の立証で7割認める」考えと,本文の主張とがどのような関係にあるのかについては,はっきりとした説明がない。しかし,すくなくとも,前者が問題とする「心証度」と後者が問題とする疫学データとを区別していることはうかがえる(同279頁。とくに注19)。この区別は,公害・環境訴訟における割合的責任の理論的内実を探究するにあたって,重要な視点である(本稿第 章を参照)。
- 59) 新美育文「疫学的手法による因果関係の証明(下)」ジュリスト871号(1986年)89-91頁。
- 60) 新美・前掲(注59)論文92頁。
- 61) 原因確率の計算方法について,詳しくは,新美育文「疫学的手法による因果関係の証明(上)」ジュリスト866号(1985年)77頁(注35)。
- 62) 沢井教授も,1985年の論文のなかでは,原因確率の算出方法についてふれている。すなわち,「疫学的調査の結果,大気汚染によって,患者が自然発症率の5割増になったとする。患者の半分は汚染がなくとも発病したとすると,他の推定条件のないかぎり,全患者は1人当たり半額取得することで調整すべきであろう」(沢井・前掲(注58)論文279頁)。なお,これについて,新美教授は,罹患率の増加率を原因確率とするのは算術的に正しくないと指摘している(同・前掲(注59)論文94頁)。
- 63) 新美育文「西淀川公害(第二次ないし第四次)訴訟第1審判決にみる因果関係論」ジュリスト1081号(1995年)36頁。
- 64) 森島昭夫「因果関係の認定と賠償額の減額」加藤一郎古希『現代社会と民法学の動向』(有斐閣,1992年)256-257頁。なお,これは厳密には,多奈川判決と水俣病東京判決のほか,千葉川鉄大気汚染訴訟判決(千葉地判昭和63年11月17日判例時報平成元年8月5日号161頁)をも念頭においたものである。森島教授によれば,同判決は,「個々の原告が,大気汚染……以外の原因によって発症した可能性を慰謝料額を減額するという形で斟酌したものと」される(前掲論文249頁)。ただ,森島教授も認めているように,同判決は,「諸般の事情を考慮して」包括慰謝料を算定した事案であり,割合的責任論をとったものと断定するのはむしろかしい。本稿が同判決を取り上げなかったのも,そのような理由による。
- 65) 森島・前掲(注64)論文257-259頁。
- 66) なお,森島昭夫『不法行為法講義』(有斐閣,1987年)302頁は,確率的心証論の導入に否定的な立場をとっている。また,前掲(注64)論文と同じ年に公表された講演録,同

- 「不法行為法における因果関係 複数原因の競合に関連して」法学教室147号（1992年）26-27頁は、「自分で納得できる考え方がまとまっておらず、……まだ十分な結論を得ておりません」としている。このことから、前掲（注64）論文で示された同説への支持は、例外的な場合にかぎった限定的なものであることが推察される。
- 67) 野村教授の割合的因果関係論に関する論稿は多いが、理論の提唱に重点をおいたものとして、野村好弘「因果関係の本質 寄与度に基づく割合的因果関係論」交通事故紛争処理センター編『交通事故損害賠償の法理と実務』（ぎょうせい、1984年）62頁以下。
- 68) 野村好弘「因果関係の確率的、割合的認定 定性的判断から定量的判断へ」不法行為法研究会編『交通事故賠償の新たな動向』（ぎょうせい、1996年）147頁。
- 69) 野村・前掲（注68）論文153頁。なお、これは、過失相殺規定の類推適用などに対して述べたものである。
- 70) 野村好弘「確率的（割合的）因果関係論」判例タイムズ782号（1992年）55頁・63頁。また、小賀野晶一「批判」判例地方自治131号（1995年）53頁も同旨。ただ、この点には疑問がないわけではない。たとえば、因果関係の確率が20%であることを高度の蓋然性をもって証明できたとしても、因果関係自体が証明されたことにはならないはずである。このような指摘に対しては、そもそも因果関係のとらえかたがちがう、との反論がかえってくるのが予想される。しかし、これに対しては、そもそも因果関係概念の問題なのかどうか、検討されるべきであろう。
- 71) 野村好弘・小賀野晶一「川崎市大気汚染訴訟判決 寄与率・因果関係・共同不法行為」判例タイムズ845号（1994年）30-31頁、野村好弘「到達の因果関係（寄与度）と共同不法行為」判例タイムズ850号（1994年）26頁以下。また、小賀野晶一「個人別的因果関係」判例タイムズ850号（1994年）16頁も同旨。
- 72) この点、はっきりしないのが、西淀川二次～四次判決 そのうちの「因果関係論としての他因子論」に関する部分 に対する野村教授の見かたである。同判決について、野村教授は、「割合的因果関係論……〔と〕同じ目標をめざすものである」としている。これは、同判決が、集団への関与の割合を問題にしていることをとらえたものがある。しかし同時に、野村教授は、こうした集団への関与を個別的因果関係にどう結びつけていくのかを重要な問題としており、そこでは、確率的判断が念頭におかれているように見受けられる。まさに、「確率的（割合的）因果関係」論なのである（野村好弘「因果関係の割合的認定 西淀川大気汚染訴訟（第二次～第四次）第1審判決の考察」ジュリスト1081号（1995年）41-42頁）。
- 73) たとえば、野村教授の見解を支持する論者のものとして、小賀野晶一「割合的因果関係論 議論の沿革と判例における割合的判断の定着」判例タイムズ847号（1994年）60頁は、割合的因果関係論と確率的心証論を「寄与度論」として一括している。
- 74) 大塚直「水俣病判決の総合的検討（その1）」ジュリスト1088号（1996年）28頁。
- 75) 大塚・前掲（注74）論文27頁。
- 76) 大塚・前掲（注74）論文28-29頁。なお、大塚直『環境法〔第2版〕』（有斐閣、2006年）550-551頁は、水俣病東京判決・関西判決と西淀川二次～四次判決とを、「実質的に同様の立場を示したもの」としている。ただし、これに関しては、概説書の叙述であるという点

を考慮するべきであろう。

- 77) 大塚直「原因競合における割合的責任論に関する基礎的考察 競合的不法行為を中心として」星野英一古希『日本民法学の形成と課題 下』(有斐閣, 1996年) 886頁。
- 78) なお, 新美教授自身は, 「確率的認定説」を提唱するにあたって, 多奈川判決に言及しているわけではない。しかし, 同判決の因果関係論について考察するなかで(たとえば, 同「判批」ジュリスト816号(1984年) 6頁以下), その着想を得たと推察することはできるだろう。
- 79) 実際, 森島教授は, 確率的心証論の問題として, アメリカにおける DES 訴訟の例をあげている(同・前掲(注64)論文257-258頁)。これは, 実証データにもとづいた因果関係の割合的認定という点で, 新美教授の「確率的認定説」と共通するものである。なお, DES 訴訟に関しては, 藤倉皓一郎「アメリカ環境訴訟における割合責任論 私法的救済の公法的展開」国家学会編『国家学会百年記念 国家と市民 第1巻』(有斐閣, 1987年) 255頁以下, 同「市場占有率にもとづく賠償責任 アメリカにおける薬害(DES) 訴訟判例の展開」中川淳遷層『民事責任の現代的課題』(世界思想社, 1989年) 3頁以下を参照。
- 80) ただし, 大塚教授は, こうした寄与度を「賠償範囲論」のレベルでとらえるべきと主張しており(同・前掲(注77)論文889-891頁), この点が野村教授と決定的に異なる。
- 81) 倉田卓次「交通事故訴訟における事実の証明度」鈴木忠一・三ヶ月章監修『実務民事訴訟講座3 交通事故訴訟』(日本評論社, 1969年) 133頁。
- 82) 東京地判昭和45年6月29日判時615号38頁。
- 83) 今日では, 「確率的心証」論がこのようなものとして紹介されることはほとんどない。しかし, たとえば, ガン患者に対する医療の分野などにおいては, こうしたことが問題となりうる。死亡逸失利益の算定期間を導くにあたって, 生存率に関する統計データをどのように扱うべきか。これは, 最判平成11年2月25日民集53巻2号235頁が投げかける重要課題である。
- 84) なお, 一部の論者は, 確率的心証論を, 責任成立の因果関係に関するものと, 責任範囲の因果関係に関するものとに分類する。たとえば, 賀集唱「損害賠償訴訟における因果関係の証明」竹下守夫・石川明編『講座民事訴訟5 証拠』(弘文堂, 1983年) 188頁は, 後者の因果関係においては非訟的処理がなじむとし, そのかぎりにおいて確率的心証論を支持する。また, 佐村・前掲(注4)論文35頁は, 水俣病東京判決を, 前者の因果関係に關して確率的心証論を採用した画期的な判決と位置づける。しかし, 同じ財産的損害でも, 積極的損害との因果関係については非訟的処理がなじむとはいえないことからすると, 上記の分類法は, 本質的なものとはいえない。むしろ, 逸失利益かどうかを問題にする本文の分類法こそが, 有用であると思われる。
- 85) なお, 米村滋人「法的評価としての因果関係と不法行為法の目的(2・完)」法学協会雑誌122巻5号(2005年) 167頁は, 同判決における「確率」の認定根拠が明らかでないことを指摘したうえで, 「因果関係の心証度と寄与割合を包括するものとして『確率』を算出しているようである」とする。論者が主張する「評価的因果関係理解」についてはなお検討が必要だが, すくなくとも, 同判決において評価的思考が重視されていることは, た

しかだろう。

- 86) 確率的心証論をこのようなものととらえるものとして、潮見佳男『不法行為法（第2版）』（信山社，2009年）373-374頁。
- 87) ただし、相対危険度は、問題の因子が罹患原因である確率を明らかにするものであり、症状増悪への影響を明らかにするものではない。そこで、これを別途考慮する必要がでてくる。そうすると、結局のところ、第 類型の割合的判断にも、実証データでは割り切れない要素が混入することは避けられなくなる（西淀川二次～四次判決につき、判例時報1538号161頁第1-2段を参照）。
- 88) 松村弓彦『環境訴訟 大気汚染訴訟における因果関係論』（商事法務研究会，1993年）147頁は、相対危険度が2倍以下の場合 つまり、原因確率が50%以下の場合 には、そもそも因果関係を評価すべきではないとする。しかし、汚染被害全体への被告の関与を視野に入れるならば、このような場合においても、被告に確率に応じた賠償をさせるのが妥当である。また、特定の原告との関係で責任を否定すべき場合があるとすれば、それは、原因確率の低さ以外に、因果関係の不存在を導く何らかの事情が作用したことによるものと考えらるべきである。
- 89) 吉村良一「公害賠償における『割合的責任』論の検討」、『公害・環境私法の展開と今日的課題』（法律文芸社，2002年）327頁は、科学や医学の限界から因果関係の証明がきわめて困難となるような「限界事例ともいべきケース」にかぎって、こうした割合的判断を支持する。また、潮海一雄「判批」法学教室144号（1992年）107頁も同旨。
- 90) 大塚・前掲（注77）論文886頁は、西淀川一次判決および川崎一次判決を、「その地域の大気汚染全体と全損害との関係を前提として……割合的因果関係論を採用したもの」としており、本文の指摘をふまえている。
- 91) 松村・前掲（注88）論文70-71頁・73頁は、このような視点から、多奈川判決と西淀川一次判決における因果関係の認定のありかたを批判する。
- 92) たとえば、集団現象としての疾病の原因がすべて大気汚染によるものであり、被告らがこれに30%の寄与をしたとしよう。この場合、この30%分の汚染物質が個々の患者の罹患原因である確立は、30%ではないはずである。
- 93) 後述するように、「集団の縮図」の論理を介在させることで、第 類型の割合的判断を寄与度の問題へと「すりかえ」と、かえって、その後にはひかえている他因子論とのあいだで矛盾が生じてしまうのである。
- 94) たとえば、交通事故訴訟における素因競合の問題では、割合的責任を導く手法として、過失相殺類推適用説や割合的因果関係説が、確率的心証論と選択的な関係におかれる。これに対し、公害・環境訴訟では、因果関係論において確率的心証論をとったうえで、さらに たとえば、過失相殺類推適用説によって 素因を考慮するということがおこなわれうる。これらの関係については、次の2つの説明のしかたが考えられる。

結果に対する寄与度を考慮したうえで、その寄与度による因果関係の存否について確率的心証論を適用する。

結果との因果関係について確率的心証論を適用したうえで、これが証明された場合を想定して結果に対する寄与度を考慮する。

いずれにしても、扱う問題が質的に異なる以上、これらの考慮は両立しうるものと考えられる。

- 95) 実際、西淀川二次～四次判決が、「因果関係論としての他因子論」のレベルで喫煙・加齢・アレルギー素因(小児ぜん息)を考慮していることは、すでにみたとおりである(第章 3.(2)(d))。